

障害者総合支援法っていうのは？



A. 障がい者と障がい児を対象とした障害保健福祉施策について定めた法律だよ。

正しくは「[障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律](#)」という、少々長い名称で、2013年に施行されたんだ。

障がいのある大人と子どもを対象とした障害保健福祉施策について定めている法律だよ。長いので「障害者総合支援法」と呼んで、サービス内容や仕組み、どういう人が対象なのかを説明してみるよ。

2000年に社会福祉基礎構造改革が行われたんだ。

国は一部の社会福祉事業を除いて、利用する人が自分の意志でサービスを選択できるように方向転換したんだね。

それ以前は「措置制度」といって、行政側に決定権があったんだよ。

社会福祉サービスの質と量の向上を目指して、事業参入の規制緩和が行われたよ。

それまでは自治体や社会福祉法人が運営してきた福祉サービスに企業の参加が促されたんだ。

独占状態にあって停滞していたサービスの質を競争原理でもって打破しようとしたのだろうね。

2003年には支援費制度というものが公布されるよ。

これまでの障害保健福祉施策とは大きく違って、保険制度ではないけれど、認定や程度区分、サービス提供の方法を介護保険制度を参考にしながら、さらに内容を充実させて開始されたんだ。

だけど数年で予想以上の利用による財源不足と、地域差があった利用料などの問題で改正を余儀なくされてしまうんだよ。

2006年には改正法として障害者自立支援法が施行されるんだけど、利用者に1割の負担を課し、生計を共にする家族を世帯としたため、負担増となったんだ。

国は障がいのある人とその家族から違憲訴訟を起こされて、結果的にこの法律は廃案になるんだ。

その訴訟の和解のときに取り交わされた基本合意に基づいて施行されたのが、現在の「障害者総合支援法」なんだよ。

目的としては「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営む」こととされているんだ。

障がいのある大人も子どもも他の国民と同じように、基本的人権を尊重され、自立した社会生活を送ることができるように、地域生活支援事業などによってサポートしていこう、というところかな。

障害者総合支援法を根拠とするサービスでは、障がいのある大人と障がいのある子どもでは、利用できるサービスが一部異なるんだ。

障がいのある大人へのサービスは、自立支援給付、という給付サービスだよ。
自立支援給付には、介護系サービスの介護給付、自立や社会生活を支援する訓練給付、[相談支援](#)や地域生活支援事業があるんだね。

障がいのある子どもへのサービスについては、基本的には、[児童福祉法](#)に規定されているんだ。

でも、障がいのある子どもも、障害者総合支援法に定められた介護給付の一部のサービス(自宅へのヘルパー派遣など)については利用することができるんだよ。

これは、障害者総合支援法が、障がいのある大人や子どもの在宅での暮らしをサポートすることを目的としているからなんだね。

対象になるのは、[身体障がい](#)、[知的障がい](#)、[精神障がい](#)、[発達障がい](#)がある大人と子ども、そして国の指定[難病](#)の患者さんだね。

それまでは対象でなかった発達障がいと難病が含まれるようになったことは、とても大きな一歩なんだよ。

[《MENU》](#)

[《身体障害者手帳ってというのは？》](#)

[《インクルーシブ教育ってよく聞けけれど？》](#)

2023-02-06 掲載